

仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画 (中間案)

令和8年(2026年)2月
(改定予定)

仙 台 市

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画.....	1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	1 -
第1節 感染症危機を取り巻く状況.....	1 -
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	2 -
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応.....	4 -
第1節 市行動計画の作成経緯.....	4 -
第2節 新型コロナ対応での経験.....	5 -
第3節 市行動計画の改定.....	6 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	7 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	7 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	7 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	8 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	11 -
(1) 有事のシナリオの考え方.....	11 -
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の流れ）.....	11 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	14 -
(1) 平時の備えの整理や拡充.....	14 -
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え.....	15 -
(3) 基本的人権の尊重.....	16 -
(4) 危機管理としての特措法の性格.....	16 -
(5) 関係機関相互の連携協力の確保.....	17 -
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応.....	17 -
(7) 感染症危機下の災害対応.....	17 -
(8) 記録の作成や保存.....	17 -
第5節 対策推進のための役割分担.....	18 -
(1) 国の役割.....	18 -
(2) 地方公共団体の役割.....	18 -
(3) 医療機関の役割.....	20 -
(4) 指定地方公共機関の役割.....	20 -
(5) 登録事業者.....	20 -
(6) 一般の事業者.....	21 -
(7) 市民.....	21 -

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	22 -
第1節 市行動計画における対策項目等	22 -
(1) 市行動計画の主な対策項目	22 -
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標	22 -
(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点	27 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	31 -
第1章 実施体制	31 -
第1節 準備期	31 -
第2節 初動期	33 -
第3節 対応期	34 -
第2章 情報収集・分析	38 -
第1節 準備期	38 -
第2節 初動期	40 -
第3節 対応期	42 -
第3章 サーバイランス	44 -
第1節 準備期	44 -
第2節 初動期	47 -
第3節 対応期	49 -
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	51 -
第1節 準備期	51 -
第2節 初動期	53 -
第3節 対応期	55 -
第5章 水際対策	59 -
第1節 準備期	59 -
第2節 初動期	60 -
第3節 対応期	61 -
第6章 まん延防止	62 -
第1節 準備期	62 -
第2節 初動期	63 -
第3節 対応期	64 -
第7章 ワクチン	69 -
第1節 準備期	69 -
第2節 初動期	71 -

第3節 対応期	- 72 -
第8章 医療	- 74 -
第1節 準備期	- 74 -
第2節 初動期	- 76 -
第3節 対応期	- 78 -
第9章 治療薬・治療法	- 81 -
第1節 準備期	- 81 -
第2節 初動期	- 82 -
第3節 対応期	- 84 -
第10章 検査	- 86 -
第1節 準備期	- 86 -
第2節 初動期	- 89 -
第3節 対応期	- 91 -
第11章 保健	- 93 -
第1節 準備期	- 93 -
第2節 初動期	- 98 -
第3節 対応期	- 101 -
第12章 物資	- 108 -
第1節 準備期	- 108 -
第2節 初動期	- 109 -
第3節 対応期	- 110 -
第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保	- 111 -
第1節 準備期	- 111 -
第2節 初動期	- 113 -
第3節 対応期	- 114 -
用語集	- 118 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ²の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

² 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性³の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性⁴が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置⁵（以下「まん延防止等重点措置」という。）、新型インフルエンザ等緊急事態措置⁶（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

³ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

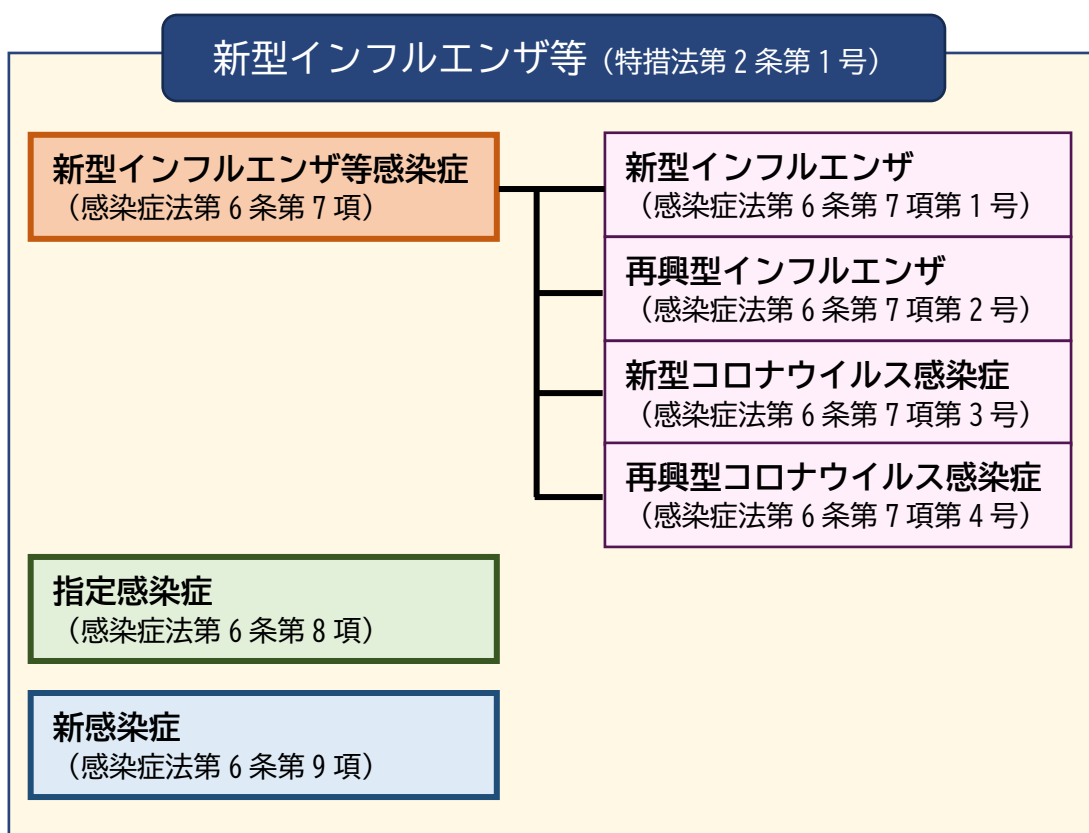
⁴ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁵ 特措法第 2 条第 3 号

⁶ 特措法第 2 条第 4 号

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁷は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁸
- ② 指定感染症⁹（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症¹⁰（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。



⁷ 特措法第2条第1号

⁸ 感染症法第6条第7項

⁹ 感染症法第6条第8項

¹⁰ 感染症法第6条第9項

第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 市行動計画の作成経緯

特措法の制定以前は、市町村における新型インフルエンザ対策の計画等については作成の義務付けはなかったものの、本市では、新型インフルエンザの流行による影響の重大性に鑑み、平成18年（2006年）1月に本市の新型インフルエンザ対策を検討するにあたっての基本的な方針を示した「仙台市新型インフルエンザ対策に関する基本指針」を作成し、その後、同年12月には、専門家からの知見等を反映させた「仙台市新型インフルエンザへの対応に関する基本指針」に改訂した。

平成25年（2013年）4月には特措法が制定され、同年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）、平成26年（2014年）3月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が作成された。これを受け、本市においても、「仙台市新型インフルエンザへの対応に関する基本指針」を全面的に改定する形で、同年11月に本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、実施する措置等について定めた「仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。

第2節 新型コロナ対応での経験

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月には国内で新型コロナの感染者が確認され、同年2月には本市においても初めての感染者が確認された。

令和2年（2020年）1月に、新型コロナを指定感染症に位置付ける政令が公布されたことを受け、本市では全庁的に対応すべき危機管理事案と位置づけ、仙台市危機管理指針に基づく対応を開始した。

その後、同年3月に新型コロナが特措法の適用対象となり、基本的対処方針（特措法第18条第1に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）の策定が行われる等の対応が図られたため、本市では市行動計画に基づく対応へと移行し、さらに同年4月7日に国が緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）を発出したことから、特措法第34条第1項の規定に基づき、「仙台市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置した。これ以降、本市においては、緊急事態宣言の発出期間中は、特措法による市新型インフルエンザ等対策本部を、それ以外の期間については、市行動計画に基づく市危機対策本部を設置した。

特措法では、緊急事態宣言の発出中のみ、市町村も対策本部を設置することとされているが¹¹、本市では、それ以外の期間も本市独自の対策本部を設置し、全庁的な危機管理体制を維持することで、特措法に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う各種要請、医療提供体制の強化、国の予備費による緊急対応策や補正予算等と連動した予算措置による対策、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和など、全庁を挙げてウイルスの特性や状況の変化に応じた新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を継続した。そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年（2023年）5月、新型コロナが感染症法上の5類感染症¹²に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されたことを受け、本市も市危機対策本部を廃止した。

長期間に及んだ新型コロナ対応の経験を通じて強く認識したことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、市民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。また、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった新型コロナ対応の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

¹¹ 特措法第34条第1項

¹² 感染症法第6条第6項

第3節 市行動計画の改定

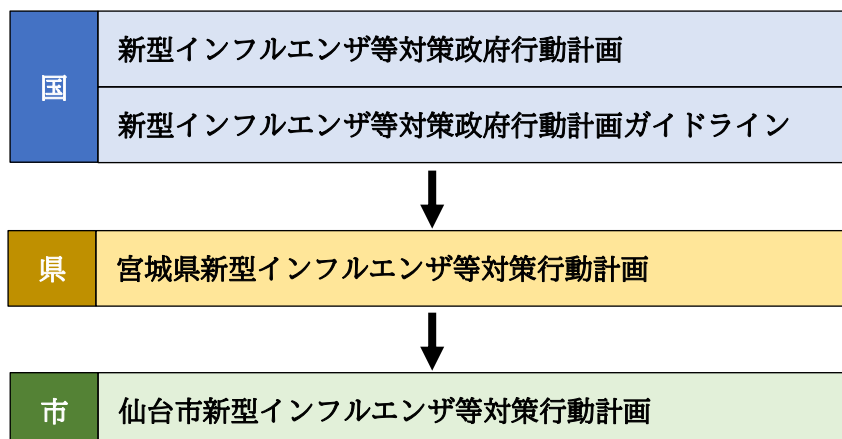
実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、令和6年(2024年)7月に政府行動計画が改定され、また、県においても令和7年(2025年)3月に県行動計画が改定された。

本市においては、それらの改定内容とともに、令和6年(2024年)3月に作成した、本市の新型コロナ対応を記録し、検証を行った「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応の記録と検証～令和2年1月から令和5年5月まで～」の内容も踏まえて、市行動計画の改定を行うものである。

なお、国が開催している新型インフルエンザ等対策推進会議¹³(以下「推進会議」という。)において、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要であり、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」の3つの目標を実現する必要があるとされた。政府行動計画及び県行動計画は、これらの目標を実現できるよう全面改定されたものであることから、本市においてもその趣旨を踏まえ、市行動計画を全面改定するものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国及び県は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画・県行動計画の変更を行うものとしている。本市においても同様に、定期的な検討を行うとともに、状況の変化や新たな知見等を踏まえ、必要に応じ、適時適切に市行動計画の変更を行うものとする。

《国・県・市の行動計画¹⁴》



¹³ 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

¹⁴ 特措法第6条、第7条及び第8条

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、市内の医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きながら、新型インフルエンザ等対策は市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化等を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・ 地域全体での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

国においては、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略として確立している。

市行動計画においても、国の考え方を踏まえ、次の点を柱として新型インフルエンザ等対策の戦略とする。なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁵等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、県と連携した地域における医療提供体制の整備や、市民等への啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する必要がある。海外で発生している段階で、万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性

¹⁵ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

を踏まえ、国が行う検疫措置の強化等に協力することにより、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせることが重要である。

- 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、県と連携して、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討を行うほか、病原性に応じて、県が実施する不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国、県、本市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。しかしながら、社会の緊張が高まり、日々変化する状況に対しては、対策が必ずしも適合しない場合がある等、様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりには進まない可能性を踏まえ、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束¹⁶し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染

¹⁶ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、本市及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、国及び JHIS による情報の分析や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価に基づき、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を踏まえた対応を行う。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、国により基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期 …… 以下の各時期に区分する。

封じ込めを念頭に対応する時期

新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国内外における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネドミックスワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。

病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。

特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める¹⁷。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

¹⁷ リスク評価の大括りの分類と対応の考え方について、例として、まん延防止であれば、第3部第6章第3節の記載を参照。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、本市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有と準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション¹⁸等の備え

感染症法や医療法（昭和23年法律第205号）等の制度改正を受けて県が実施する医療提供体制等の平時の備えの状況を踏まえながら、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

¹⁸ リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

(オ) 負担軽減や情報の有効活用、DX の推進や人材育成等

保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国及び県との連携の円滑化等を図るための DX の推進、人材育成の取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(イ) 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事に県において実施する県予防計画及び県医療計画に基づく医療提供体制の拡充の状況を踏まえながら、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(ウ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

また、円滑かつ計画的にワクチン接種を進めることができるよう、本市は、国に対し、接種業務の DX 化やワクチンの安定供給、接種方針を早期に提示するよう求めるとともに、わかりやすい広報を積極的に実施する。

(エ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評

価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(オ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が講ぜられる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

国、県及び本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁹。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新

¹⁹ 特措法第5条

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

府県対策本部及び県対策本部²⁰と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本市は、県が新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う必要があると認めるときは、特措法に基づき県に対して要請を行う²¹。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や県との連携による医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階から、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

²⁰ 特措法第 22 条

²¹ 特措法第 36 条第 2 項

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する²²。また、国は、WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める²³とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める²⁴。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁵及びそれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²⁶の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部²⁷で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

²² 特措法第3条第1項

²³ 特措法第3条第2項

²⁴ 特措法第3条第3項

²⁵ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

²⁶ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

²⁷ 特措法第15条

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁸。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、本市、感染症指定医療機関²⁹等で構成される宮城県感染症連携協議会（以下「県感染症連携協議会」という。）³⁰等を通じ、県予防計画や県医療計画等について協議を行うことが重要である。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクル³¹に基づき改善を図る。

【仙台市】

本市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、本市は保健所設置市であり、感染症法においては、まん延防止に關し、県に準じた役割を果たすことが求められていることから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

²⁸ 特措法第3条第4項

²⁹ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

³⁰ 感染症法第10条の2

³¹ Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

また、県とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携体制の構築を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等³²の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県感染症連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき³³、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³⁴。

³² 感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第 2 条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等ばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。

³³ 特措法第 3 条第 5 項

³⁴ 特措法第 4 条第 3 項

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³⁵ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³⁶。

³⁵ 特措法第4条第1項及び第2項

³⁶ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、市、国立健康危機管理研究機構³⁷（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、仙台市感染制御地域支援チーム³⁸の整備等、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、平時に整備した体制を活用し、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。

³⁷ 国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和7年（2025年）4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

³⁸ 新型インフルエンザ等の感染症について、仙台市における感染拡大を制御するとともに、地域の医療機関等を支援することを目的として、仙台市が設置した組織。平時から感染症に関する情報収集・分析、市民等への情報提供等を行い、有事にはクラスター対策等も行う。構成員は、感染症対策指定医療機関に所属する医師等。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から仙台市感染制御地域支援チームの整備等、サーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、本市は、平時から市民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、偽・誤情報に関する啓発等を行う。

⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、国が実施する迅速な検疫措置の強化等へ協力することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、市内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

また、国が決定する各対策は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、検討するものであることから、随時、国等と情報共有を行う。

⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重

要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、国や県において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等を含め、強度の高い措置が講じられることとなるため、これらの対策に協力する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、本市は、医療機関等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、県と連携し、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や

社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬・治療法が重要な役割を担っている。

新型インフルエンザ等の発生時に、国が治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、本市は、平時から、必要に応じて、大学等の研究機関を支援する。

また、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時においては、国が製造能力の強化や流通体制の整理等を行い、有事には、国及び県と協力して、必要な患者に対し適時に公平な配分を行うほか、市民等に対し診断・治療に資する情報等を提供する。

さらに、本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、必要に応じて医療機関へ配布できるよう、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。

⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、必要な検査が円滑に実施される必要があり、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や、検査等措置協定の締結等を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から、国が主導する研究開発への協力や、検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて国が実施する、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価に基づく検査実施の方針決定や見直しに協力するほか、検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、県と連携して、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民の情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び衛生研究所等は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から情報提供・共有まで重要な役割を担う。

なお、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等、保健所及び衛生研究所における業務負荷の急増が想定される。このため、本市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う必要がある。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が十分に確保されるよう、平時から備蓄等の対策を講ずる。

⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、本市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、本市は、市民生活及び市民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

Ⅰ. 人材育成

Ⅱ. 国及び県との連携

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

I. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

このほか、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練の実施、衛生研究所等の感染症対策への平時からの関与を強めることや、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための確認等、日頃からの感染症対応部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

くわえて、災害発生時や感染症まん延時に派遣される災害・感染症医療業務従事者³⁹（災害派遣医療チーム（DMAT⁴⁰）等）について、医療法における位置付けが設けられたことも踏まえて、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制の強化の一環として、人員の育成等に継続的に取り組む必要がある。

また、あわせて、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT⁴¹」について地域保健法(昭和22年法律第101号)における位置付けが設けられたことを踏まえて、支援を行う IHEAT 要員⁴²の確保や育成等にも継続的に取り組む必要がある。

新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修及び訓練や人材育成を進めることにも取り組むべきである。

また、地域の医療機関等においても、県や市町村、関係団体等による訓練や研修等により、感染症を専門とする医師や看護師等の医療職、病原体分析や

³⁹ 医療法第30条の12の2第1項に基づく、災害時や感染症発生時・まん延時に、都道府県からの要請に応じて、医療機関等に派遣される医療人材

⁴⁰ 「DMAT」とは、Disaster Medical Assistance Team の略称であり、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。

⁴¹ 「IHEAT」とは、Infectious disease Health Emergency Assistance Team の略称であり、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表が行われた場合その他の健康危機が発生した場合において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。

⁴² 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。

治療薬、ワクチン等の研究開発に従事する研究者及び治験等臨床研究を推進できる人材の育成等、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待される。

II. 国及び県との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、地方公共団体の役割は極めて重要である。国や県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。本市は保健所設置市として、感染症法に基づく県に準じた役割を担うとともに、住民に最も近い行政単位として予防接種や生活支援等の役割を果たす。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町村との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となることが求められる。このため、平時から国及び県との連携体制やネットワークの構築に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に国や県が行う新型インフルエンザ等対策の立案等に対しては、新型インフルエンザ等対策の現場を担っている地方公共団体としての意見が適切に反映されるよう対話を行うことが重要である。

III. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、急激な感染拡大に伴い、感染症法に基づく発生届の届出数が増え、保健所職員の入力業務等の負担が著しく増加

した。このため、国が令和2年（2020年）から「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出ができるよう整備した。また、患者本人による自身の健康状態のオンライン報告も可能としたことで、保健所職員等の健康観察業務等の負担が軽減された。このほか、医療機関等情報支援システム（G-MIS）による全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握や、検疫現場でのシステムによる入国者情報の取得や入国後の健康監視等の対応を行う等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が図られていた。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合は、事態を的確に把握し、国、県、関係機関等と連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、国、県、関係機関等との役割分担を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練等を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

（2）所要の対応

1-1. 市行動計画の見直し

仙台市は、特措法の規定に基づき、あらかじめ仙台市感染症対策協議会⁴³等の意見を聴いた上⁴⁴で、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を見直していく。

また、市行動計画の立案、施策の策定等を行うに当たって、関係部局間で情報を共有し意見交換を図るため、市長を本部長として仙台市危機管理連絡本部会議⁴⁵を開催する。（危機管理局、関係局・区等）

1-2. 実践的な訓練の実施

仙台市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、国、県、指定地方公共機関、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

1-3. 市の体制整備・強化

① 仙台市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき

⁴³ 本市における新型インフルエンザ等及び急速にまん延し、又は重篤化するおそれのある感染症について、その発生の予防及びまん延の防止のための施策の推進等を目的として、仙台市が設置した組織（旧・仙台市感染症メディカルネットワーク会議）。構成員は、学識経験者、医療関係者等。

⁴⁴ 特措法第8条第7項及び第8項

⁴⁵ 仙台市危機管理連絡本部会議設置要綱

業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて見直していく。（危機管理局、関係局・区等）

- ② 仙台市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める⁴⁶。（危機管理局）
- ③ 仙台市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担について両方で調整する。（危機管理局、健康福祉局）
- ④ 仙台市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。特に、国、JIHS 及び県が実施する研修等を積極的に活用するとともに、有事における対応訓練を実施するなど、地域の感染症対策の中核となる保健所や衛生研究所の人材の確保や育成に努める。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

1-4. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 国、県、仙台市及び指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）
- ② 国、県、仙台市及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や大学、研究機関等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）
- ③ 仙台市は、感染症法に基づき組織される県感染症連携協議会等に参画し、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針⁴⁷等を踏まえ、必要に応じて予防計画を変更する。なお、予防計画を変更する際には、市行動計画、健康危機対処計画及び県医療計画と整合性の確保を図る⁴⁸。（健康福祉局）

⁴⁶ 特措法第 37 条。仙台市では、仙台市新型インフルエンザ等対策本部条例で市対策本部に必要な事項を定めている。組織体制や運営方法は、仙台市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱及び仙台市新型インフルエンザ等対策本部事務局等の組織及び運営に関する要領に定めている。

⁴⁷ 感染症法第 9 条及び第 10 条第 1 項

⁴⁸ 感染症法第 10 条第 8 項及び第 17 項

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、感染症危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期の検討等に基づき、仙台市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期の新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置し、これを受け、県が県対策本部を設置した場合⁴⁹、本市においても、市長を本部長とする仙台市感染症危機対策本部⁵⁰（以下「市感染症危機対策本部」という。）を設置し、速やかに関係部局間が連携して総力を挙げて新型インフルエンザ等対策に当たる体制を構築する。（危機管理局）

市感染症危機対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長
主管本部員	危機管理監
本部員	各局・区長、議会事務局長、会計管理者、教育長、各公営企業事業管理者、そのほか必要と認める者

- ② 仙台市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（危機管理局、総務局、健康福祉局、関係局・区等）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

仙台市は、国が行う地方自治体への財政支援措置⁵¹等を適切に活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行⁵²することを検討し、所要の準備を行う。（危機管理局、財政局、健康福祉局、関係局・区等）

⁴⁹ 特措法第22条第1項

⁵⁰ 組織体制や運営方法は、市対策本部に準じる。

⁵¹ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁵² 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

（１）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする事が重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（２）所要の対応

3-1. 対策の実施体制

- ① 仙台市は、地域の感染状況について一元的に情報を把握し、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。（危機管理局、健康福祉局）
- ② 仙台市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。（関係局・区等）

3-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 仙台市は、特定新型インフルエンザ等対策⁵³の実施のため必要があるときは、国に対して職員の派遣を要請する⁵⁴。要請は県を経由して行うものとするが、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない⁵⁵。（危機管理局、総務局、健康福祉局）
- ② 仙台市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する⁵⁶。（危機管理局、総務局、健康福祉局）

⁵³ 特措法第2条第2号の2。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

⁵⁴ 特措法第26条の6第1項

⁵⁵ 特措法第26条の6第2項

⁵⁶ 特措法第26条の2第1項及び第2項

- ③ 仙台市は、市域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村又は県に対して応援を求める⁵⁷。（危機管理局、総務局、健康福祉局）
- ④ 仙台市は、指定（地方）公共機関から応援を求められた場合は、特措法に基づく対応を検討し、所要の措置をとる⁵⁸。（危機管理局、総務局、健康福祉局）

3-3. 必要な財政上の措置

仙台市は、国からの財政支援⁵⁹を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁶⁰し、必要な対策を実施する。（危機管理局、財政局、健康福祉局、関係局・区等）

3-4. 緊急事態宣言に伴う仙台市の対応

- ① 仙台市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置⁶¹し、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁶²。なお、既に市感染症危機対策本部が設置されている場合はその体制を引き継ぐ。（危機管理局）
- ② 仙台市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁶³。そのうえで、新型インフルエンザ等対策のための体制を維持する必要があると認めるときは、市感染症危機対策本部へ体制を移行して、新型インフルエンザ等対策を継続する。（危機管理局）

仙台市新型インフルエンザ等対策本部	
本部長	市長
副本部長	副市長
主管本部員	危機管理監
本部員	各局・区長、議会事務局長、会計管理者、教育長、各公営企業事業管理者、そのほか必要と認める者

⁵⁷ 特措法第 26 条の 3 第 2 項及び第 26 条の 4

⁵⁸ 特措法第 27 条

⁵⁹ 特措法第 69 条、第 69 条の 2 第 1 項並びに第 70 条第 1 項及び第 2 項

⁶⁰ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

⁶¹ 特措法第 34 条第 1 項

⁶² 特措法第 36 条第 1 項

⁶³ 特措法第 37 条

【コラム】まん延防止等重点措置及び緊急事態措置について

国及び県が実施するまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等の概要は、以下のとおりである。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（「まん延防止」）の記載を参照する。

【まん延防止重点措置の公示について】

まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

① 国の対応

- ・ 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等を行う⁶⁴。
- ・ また、国は、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要のある事態が終了した旨を公示する⁶⁵。

② 県の対応

- ・ 県は、まん延防止等重点措置として、営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令を行うに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁶⁶。

【緊急事態宣言について】

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

⁶⁴ 特措法第31条の6第1項

⁶⁵ 特措法第31条の6第4項

⁶⁶ 特措法第31条の8第4項

国における緊急事態宣言を行うまでの手続、期間や区域の公示及び解除の手続等については、まん延防止等重点措置の手続と同様であるが、異なる点は以下のとおりである。

- ・ 国は、緊急事態宣言を行った旨を国会に報告する。また、国は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行い、国会に報告する。

第2章 情報収集・分析

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、感染症インテリジェンス⁶⁷の取組として、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、政策上の意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、市内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた市内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活及び市民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

なお、感染症サーベイランス等については、次章「サーベイランス」で具体的に記載する。

（2）所要の対応

1-1. 実施体制

仙台市は、県及び仙台市感染制御地域支援チームと連携し、感染症サーベイランス、積極的疫学調査、国の情報収集・分析の結果等から得られる疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状等の情報を集約し、これらの情報を適切に発信する。（健康福祉局）

1-2. 平時に行う情報収集・分析

① 仙台市は、県と連携して、効率的に市内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定及び実務上の判断を行う。情報収集・分析に当たっては、平時から専門家、地域の大学、研究機関等の関係機関との人的・組織的ネットワークを構築し、活用する。（健康福祉局）

⁶⁷ 感染症インテリジェンスとは、感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報（インテリジェンス）として提供する活動を指す。

- ② 仙台市は、仙台市感染症対策協議会を通じて、仙台市医師会や関係大学等の協力を得て、海外で発生している感染症についての情報を収集するとともに、仙台市感染制御地域支援チームによる情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。（健康福祉局）

1-3. 訓練

仙台市は、県と連携して、国や JIHS 等が実施する新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

1-4. 人員の確保

仙台市は、有事の際に適切な検査体制を構築できるよう、衛生研究所の計画的な人員の確保や配置を行う。（総務局、健康福祉局）

1-5. DX の推進

仙台市は、国や県とも連携しながら、迅速に情報収集・分析を行うため、平時から、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等の DX を推進する。（健康福祉局）

1-6. 情報漏えい等への対策

仙台市は、市内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の市内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。（まちづくり政策局、健康福祉局）

第2節 初動期

（１）目的

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う必要がある。

仙台市感染制御地域支援チームと連携し、早期に探知された新たな感染症に関する情報の確認や初期段階でのリスク評価を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行う。

（２）所要の対応

2-1. 実施体制

仙台市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに仙台市感染制御地域支援チームと連携し、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。（健康福祉局）

2-2. リスク評価

2-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 仙台市は、国において新たな感染症に関する包括的なリスク評価を行うことができるよう、必要な情報の提供に努める。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県と連携し、国のリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

2-2-2. リスク評価体制の強化

- ① 仙台市は、国、JIHS 及び仙台市感染制御地域支援チームと連携し、必要な情報を効率的かつ効果的に収集・分析するため、継続的にリスク評価を実施する。（健康福祉局）
- ② また、有事の際に、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。（健康福祉局）

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

仙台市は、国及び JIHS と連携し、リスク評価を踏まえた感染症対策を迅速に判断し、実施する。（健康福祉局）

2-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

仙台市は、新たな感染症が発生した場合は、国から共有された国内外からの感染症に関する情報収集・分析から得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。

情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

第3節 対応期

（１）目的

引き続き、仙台市感染制御地域支援チームと連携し、感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び市民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

（２）所要の対応

3-1. 実施体制

仙台市は、新型インフルエンザ等に関する速やかな情報収集・分析及びリスク評価を実施できるよう、仙台市感染制御地域支援チームと連携しながら、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直す。（健康福祉局）

3-2. リスク評価

3-2-1. 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 仙台市は、引き続きリスク評価を実施し、国において新たな感染症に関する包括的なリスク評価を行うことができるよう、必要な情報の提供に努める。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-2. リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 仙台市は、リスク評価に基づき、仙台市感染制御地域支援チーム等と連携しながら、感染症インテリジェンスを強化する。（健康福祉局）
- ② また、引き続き、感染症インテリジェンスに資する情報を効率的に集約できるよう、準備期及び初動期に構築した人的・組織的ネットワークを最大限に活用し、迅速かつ継続的に情報収集・分析を行う。（健康福祉局）

- ③ 仙台市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

仙台市は、国及び JIHS と連携し、リスク評価や感染状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を迅速に判断・実施する。（健康福祉局）

3-3. 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

仙台市は、国から共有された情報や、市内外からの感染症に関する情報を収集・分析し、得られた情報や対策について、市民等に迅速に提供・共有する。
情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

第3章 サーベイランス

第1節 準備期

（1）目的

「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

感染症有事には、発生の早期探知を行い、情報収集・分析及びリスク評価を迅速に行うことが重要である。そのためには、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備することが必要である。

このため、平時から感染症サーベイランスシステム⁶⁸やあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、感染症の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

（2）所要の対応

1-1. 実施体制

- ① 仙台市は、県と連携し、国の技術的指導や支援を得ながら感染症サーベイランスに係る人材育成や訓練等を通じた実施体制の評価・検証を行い、有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、感染症サーベイランスによるリスク評価を実施できるよう、平時から、仙台市感染制御地域支援チーム等と連携し、実施体制の整備に努める。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、感染症危機対応時における、業務量の大幅な増加に備え、平時から感染症サーベイランスに必要な体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。（危機管理局、総務局、健康福祉局）

⁶⁸ 感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステムであり、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

1-2. 平時に行う感染症サーベイランス

- ① 仙台市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関⁶⁹における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。

また、仙台市は、国が実施する、下水サーベイランス等の分析結果等を、必要に応じて活用する。（健康福祉局）

- ② 仙台市は、JIHS 等と連携し、指定届出機関から提供されるインフルエンザ患者の検体により、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用して、発生状況を国、県等と共有する。（健康福祉局）

- ③ 仙台市は、ワンヘルス・アプローチの考え方にに基づき、国、県等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（危機管理局、健康福祉局、経済局）

- ④ 仙台市は、国、県、JIHS 等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを活用した疑似症サーベイランス⁷⁰による新型インフルエンザ等の早期探知の運用の習熟を行う。（健康福祉局）

1-3. 人材育成及び研修の実施

- ① 仙台市は、国、JIHS 及び県と連携し、感染症サーベイランスに関係する人材の育成と確保のため、有事に必要となる人員規模をあらかじめ検討した上で、担当者の研修を実施する。（健康福祉局）

- ② 仙台市は、国（国立保健医療科学院を含む。）や JIHS 等が実施する研修会に、保健所及び衛生研究所の職員等を積極的に派遣するとともに、感染

⁶⁹ 感染症法第 14 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。

⁷⁰ 感染症法第 14 条第 7 項及び第 8 項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄する区域内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度。

症に関する講習会等を開催すること等により、保健所の職員等に対する研修の充実を図る。（健康福祉局）

1-4. DX の推進

仙台市は、平時から、感染症流行に関する情報を効率的かつ迅速に収集するとともに、有事における迅速な感染症危機管理上の判断及び重症度等の感染症対策に資する情報収集が可能となるよう、国、JIHS 及び県と連携し、DX を推進する。（健康福祉局）

1-5. 感染症サーベイランスから得られた情報及び分析結果の公表

仙台市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果や平時に行う感染症サーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、仙台市感染制御地域支援チームと連携し、市民等へ分かりやすく提供・共有する。（健康福祉局）

第2節 初動期

（1）目的

市内外における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、発生初期の段階から感染症の発生状況や発生動向の推移を迅速かつ的確に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。

初動期では、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

（2）所要の対応

2-1. 実施体制

仙台市は、国、JIHS 及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に、初期段階のリスク評価に基づいて、有事の感染症サーベイランス実施体制への移行を判断し、体制整備を進める。（健康福祉局）

2-2. リスク評価

2-2-1. 有事の感染症サーベイランスの開始

仙台市は、国、JIHS 及び関係機関と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、国による疑似症の症例定義を踏まえ、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

また、国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の患者の全数把握を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等を迅速かつ的確に把握する体制を強化する。

仙台市は、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について、衛生研究所等において亜型等の同定を行い、その結果を JIHS に報告する。（健康福祉局）

2-2-2. リスク評価に基づく感染症サーベイランスの実施体制の強化

仙台市は、感染症サーベイランスで収集した情報や感染症インテリジェンスで得られた知見等に基づき、国等が実施する初期段階でのリスク評価も踏まえ、感染症サーベイランスの実施体制の強化等の必要性について適切に判断する。（健康福祉局）

2-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

仙台市は、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（健康福祉局）

2-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

- ① 仙台市は、国等から共有される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等を活用し、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、市民等へ迅速に提供・共有する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、仙台市感染制御地域支援チームと連携して、感染症サーベイランスから得られた分析結果に基づき、地域の実情に応じた感染症に関する正確な情報を、市民等へ分かりやすく提供・共有する。（健康福祉局）

第3節 対応期

（１）目的

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

（２）所要の対応

3-1. 実施体制

仙台市は、国、JIHS 及び関係機関と連携し、新型インフルエンザ等に関する情報収集を迅速に収集できるよう、リスク評価に基づいた有事の感染症サーベイランス体制を整備する。

また、新型インフルエンザ等の発生状況や、地域の感染動向に応じて、感染症サーベイランスの実施方法や体制を適宜見直し、より適切な運用に向けた検討を行う。（健康福祉局）

3-2. リスク評価

3-2-1. 有事の感染症サーベイランスの実施

仙台市は、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、医療機関に対し、退院等の届出⁷¹の提出を求める。

また、国等と連携し、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、保健所の積極的疫学調査や健康観察等から得られる情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

仙台市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、仙台市感染制御地域支援チームと連携し、必要に応じて、地域の感染動向等を踏まえた独自の感染症サーベイランスを実施する。（健康福祉局）

⁷¹ 感染症法第 44 条の 3 の 6 に基づく新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定による準用）及び第 50 条の 7 に基づく新感染症の所見がある者の退院等の届出であり、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師により、新型インフルエンザ等感染症の患者、指定感染症の患者及び新感染症の所見がある者が退院し、又は死亡したときに、当該感染症指定医療機関の所在地を管轄する都道府県等及び厚生労働省に届け出られる制度。

3-2-2. リスク評価に基づくサーベイランス手法の検討及び実施

国が実施する感染症サーベイランスの強化の必要性、感染症サーベイランスの対象の重点化や効率化等の必要性の評価を基に、仙台市は、県と連携し、必要な対応を行う。（健康福祉局）

3-2-3. リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

仙台市は、国及び JIHS と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。（健康福祉局）

3-3. 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

① 仙台市は、国等から共有される感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報等を活用し、感染症の発生状況等や感染対策に関する情報を、市民等へ迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて、市民等へ分かりやすく情報を提供・共有する。（健康福祉局）

② 仙台市は、仙台市感染制御地域支援チームと連携して、感染症サーベイランスから得られた分析結果に基づき、地域の実情に応じた感染症に関する正確な情報を、市民等へ分かりやすく提供・共有する。（健康福祉局）

③ 仙台市は、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（健康福祉局）

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、国、県、医療機関、事業者、市民等とのリスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から仙台市感染制御地域支援チームと連携し、普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行う。また、新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有等について、あらかじめ整理する。

なお、令和7年（2025年）3月に策定した「仙台市ダイバーシティ推進指針」の考え方を踏まえ、年齢、国籍、障害の有無等に関わらず、誰にでも伝わりやすい情報発信を行う。（以下、初動期、対応期に同じ）

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

仙台市は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う⁷²。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場を始め、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。（危機管理局、健康福祉局、子ども若者局、教育局、関係局・区等）

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

仙台市は、国や県による啓発と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差

⁷² 特措法第13条第1項

別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する⁷³。（関係局・区等）

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

仙台市は、国や県による啓発と連携し、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック⁷⁴の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシー⁷⁵の向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。（関係局・区等）

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、例えば UD フォント⁷⁶やイラストの活用、多言語での表記等、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。（関係局・区等）

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等の設置に向けた準備を行う。（健康福祉局）

⁷³ 特措法第 13 条第 2 項

⁷⁴ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

⁷⁵ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

⁷⁶ 年齢、障害の有無等に関わらず、より多くの人にとって読みやすく、誤読が起こりにくい文字。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、仙台市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、仙台市感染制御地域支援チームと連携し、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

仙台市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、市内における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 仙台市は、準備期にあらかじめ整理した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、例えばUD フォントやイラストの活用、多言語での表記等、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（関係局・区等）

- ② 仙台市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるウェブサイトを立ち上げる。（危機管理局、総務局、健康福祉局、関係局・区等）

- ③ 仙台市は、感染症の発生状況等に関する情報の公表については、国が示す関係法令等の解釈や運用等を目安とし、個人情報やプライバシーの保護に留意する。（関係局・区等）

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 仙台市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（関係局・区等）
- ② 仙台市は、国が作成する市町村向けの Q&A 等を活用し、コールセンター等を設置する。（健康福祉局）

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

仙台市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、感染拡大の状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等については、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づいた情報を、繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康福祉局、市民局、関係局・区等）

第3節 対応期

（１）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、仙台市は、市民等の関心事項や市内の流行状況等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、仙台市感染制御地域支援チームと連携し、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

（２）所要の対応

仙台市は、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、市内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）を明確にしながら、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 仙台市は、準備期にあらかじめ整理した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、例えばUD フォントやイラストの活用、多言語での表記等、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。（関係局・区等）

- ② 仙台市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるウェブサイトを運営する。（危機管理局、総務局、健康福祉局、関係局・区等）
- ③ 仙台市は、感染症の発生状況等に関する情報の公表については、国が示す関係法令等の解釈や運用等を目安とし、個人情報やプライバシーの保護に留意する。（関係局・区等）

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 仙台市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（関係局・区等）
- ② 仙台市は、初動期に設置したコールセンター等を継続して運営する。（健康福祉局）

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

仙台市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、感染拡大の状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等については、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づいた情報をもとに、繰り返し市民等へ提供・共有する等、正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。（健康福祉局、市民局、関係局・区等）

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止

措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、国の政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、県と連携し、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。（健康福祉局）

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ね

情報提供・共有、リスクコミュニケーション（対応期）

る感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。（健康福祉局、関係局・区等）

第5章 水際対策

第1節 準備期

（1）目的

国が実施する訓練に参加する等、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に国が実施する水際対策への協力体制を構築する。

（2）所要の対応

1-1. 水際対策の実施に関する体制の整備、国等との連携

- ① 仙台市は、国が検疫法に基づき実施する入院等と、県及び仙台市が感染症法に基づき実施する入院等が円滑に実施できるよう、平時から検疫所、県、仙台市及び医療機関の連携体制の構築に努める。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、国が行う有事に備えた訓練への参加を通じて、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図る等、平時から検疫所との連携を強化する。（健康福祉局）

第2節 初動期

（１）目的

病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国において実施する水際対策に協力し、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、市内の医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に係る準備時間を確保する。

（２）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

仙台市は、国が下記①、②の手続きにより、仙台市を居住地とする有症状者等を発見した場合には、国からの情報提供に基づき、搬送経路や病床使用等の状況把握を行う。（健康福祉局）

- ① 国が、入国審査や税関において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者を発見した場合。
- ② 国が、船内又は機内において有症状者を発見した場合。

2-2. 検疫措置の強化

- ① 仙台市は、国が行う健康監視⁷⁷に協力する。その対象範囲については、国において感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、当該発生国・地域の感染状況、検査実施能力、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ決定されることから、検疫所との連携を密にし、より具体的な情報の共有を図る。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、国の要請により、宿泊施設等での対応を求められた場合、搬送、健康監視等に協力する。（健康福祉局）

2-3. 国県との連携

仙台市は、国及び県と連携し、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する⁷⁸。（健康福祉局）

⁷⁷ 検疫法第18条第4項

⁷⁸ 感染症法第15条の3第1項

第3節 対応期

（１）目的

国が、時宜に応じ適切かつ柔軟に検討、実施する水際対策の強化又は緩和に、引き続き協力する。

（２）所要の対応

3-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

仙台市は、状況の変化を踏まえ、第2節（初動期）2-1 から 2-3 までの対応を継続する。

その際、仙台市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法の規定に基づき、国に対し、仙台市に代わって健康監視を実施するよう要請する⁷⁹。（健康福祉局）

3-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

仙台市は、国からの指導・調整に基づき、第2節（初動期）2-1 から 2-3 までの対応を継続する。（健康福祉局）

3-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

仙台市は、国からの指導・調整に基づき、第2節（初動期）2-1 から 2-3 までの対応を継続する。（健康福祉局）

⁷⁹ 感染症法第15条の3第5項

第6章 まん延防止

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、確保された医療提供体制で対応可能なレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制し、市民の生命及び健康を保護することが重要である。そのため、有事におけるまん延防止対策への協力について、市民等や事業者への理解促進に取り組む。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

① 仙台市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であること等について理解促進を図る。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

② 仙台市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

③ 仙台市は、県が実施するまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態⁸⁰における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進に協力する。（関係局・区等）

⁸⁰ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（2）所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 仙台市は、国や県と相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、仙台市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や県と相互に連携し、適切に対応する。（健康福祉局、関係局・区等）

- ② 仙台市は、JHS が国内外の専門家と協力し、国及び都道府県等に提供する、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）及び臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報を有効に活用し、国や県と相互に連携しながらまん延防止対策の準備を進める。（健康福祉局、関係局・区等）
- ③ 仙台市は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

第3節 対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

（２）所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国及び JIHS による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる⁸¹。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

仙台市は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）⁸²や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）⁸³等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。（健康福祉局）

3-1-2. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1. 外出等に係る要請等

仙台市は、県が、地域の実情に応じて外出自粛等の要請を行う場合には、その周知に協力する。（危機管理局、関係局・区等）

⁸¹ 本節において、特に根拠法令の記載や注釈がないものについては、特措法第 24 条第 9 項の規定に基づく要請として行われることを想定している。

⁸² 感染症法第 26 条第 2 項の規定により準用する感染症法第 19 条

⁸³ 感染症法第 44 条の 3 第 1 項

3-1-2-2. 基本的な感染対策に係る要請等

仙台市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

仙台市は、県が、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請⁸⁴を行う場合や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設⁸⁵を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請⁸⁶を行う場合は、その周知に協力する。（危機管理局、関係局・区等）

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

仙台市は、県が、上記 3-1-3-1 のまん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請⁸⁷する場合は、その周知や要請に基づく対応に協力する。（危機管理局、関係局・区等）

3-1-3-3. その他の事業者に対する要請

- ① 仙台市は、国及び県が行う事業者による感染対策の徹底、従業員の健康管理等への要請について、その周知等に協力する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）
- ② 仙台市は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策の強化を要請する。（健康福祉局）

⁸⁴ 特措法第 31 条の 8 第 1 項

⁸⁵ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成 25 年政令第 122 号）第 11 条に規定する施設に限る。

⁸⁶ 特措法第 45 条第 2 項

⁸⁷ 特措法第 31 条の 8 第 1 項及び第 45 条第 2 項

3-1-3-4. 学級閉鎖・休校等の実施

仙台市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業⁸⁸（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。（健康福祉局、こども若者局、教育局、関係局・区等）

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る要請等

仙台市は、市営バス及び市営地下鉄の利用者に対し、マスク着用の励行等適切な感染対策を講ずるよう要請する。（交通局）

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

仙台市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

仙台市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及び JIHS による分析やリスク評価の結果に基づき、以下のとおり対応を判断する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、県と連携して、強度の高いまん延防止対策を講ずる。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

⁸⁸ 学校保健安全法第 20 条

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が高くない場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-2-3. 病原性が高くない、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低い、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県に対する支援要請を検討する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-2-4. こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、こどもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、上記 3-1-3-4 の学級閉鎖や休校等を行う。（危機管理局、健康福祉局、こども若者局、教育局、関係局・区等）

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記 3-2-2 に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

仙台市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

3-3. 県のまん延防止対策に対する要請等

上記 3-2 の考え方にに基づき対応するに当たり、仙台市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報をもとにリスク評価を行い、必要に応じて、県に対して以下の要請を行う。（危機管理局、健康福祉局）

- ・ 県が実施するまん延防止対策について、より実態に則したものとすること
- ・ まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に関する国への要請について、適切に行うこと

第7章 ワクチン

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県のほか、医療機関や事業者等とともに、接種体制の整備に向けて必要な準備を行う。

（2）所要の対応

1-1. ワクチンの研究開発

仙台市は、ワクチンの研究開発に関して、必要に応じて、大学等の研究機関を支援する。（健康福祉局）

1-2. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種⁸⁹の場合）

1-2-1. 登録事業者の登録に係る周知

仙台市は、国が事業者に対して実施する特定接種の登録作業に係る周知に協力する。（健康福祉局）

1-2-2. 登録事業者の登録

仙台市は、国が事業者に対して実施する特定接種の登録申請の受付及び登録について協力する。（健康福祉局）

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる仙台市職員については、仙台市が実施主体となり、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

⁸⁹ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、以下の者である。

①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

1-3-2. 住民接種

仙台市は、国が定めた基本的対処方針及び国が整理した住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を基に、平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- （ア） 仙台市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁹⁰。（健康福祉局）
- （イ） 仙台市は、円滑な接種の実施のため、国が整備を進める予防接種事務に係るシステムを活用し、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する地方公共団体以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。（健康福祉局）
- （ウ） 仙台市は、国が示す接種体制の具体的なモデル等の技術的な支援を活用しながら、仙台市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。（健康福祉局）

1-4. 情報提供・共有

仙台市は、予防接種の意義や制度の仕組み等について、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。（健康福祉局、関係局・区等）

1-5. DX の推進

仙台市は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、国が進めるマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化の基盤整備に協力する。（健康福祉局）

⁹⁰ 予防接種法第6条第3項

第2節 初動期

（1）目的

準備期から強化した研究開発基盤や計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

準備期からの取組に基づき、接種体制を構築する。

（2）所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 国に対する早期の情報提供・共有の要請

仙台市は、必要に応じ、国に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報提供・共有を早期に行うよう要請する。（健康福祉局）

2-1-2. 接種体制の構築

仙台市は、県と連携して、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。（健康福祉局）

第3節 対応期

（１）目的

構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害に対する救済制度の周知徹底等に協力する。

あらかじめ準備期に整理した接種体制等に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（２）所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 仙台市は、準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
（健康福祉局）
- ② 仙台市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、国から情報提供・共有される接種回数等について、ホームページ等で公表する。（健康福祉局）

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 職員に対する特定接種の実施

仙台市は、国が特定接種を実施することを決定した場合、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる仙台市職員に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（健康福祉局）

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

仙台市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。（健康福祉局）

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

仙台市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康福祉局）

3-2-2-3. 接種体制の拡充

仙台市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、仙台市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。（健康福祉局）

3-2-2-4. 接種記録の管理

仙台市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康福祉局）

3-3. 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

仙台市は、予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等によるワクチンの安全性の情報について、国から情報提供・共有を受け、市民等への適切な情報提供・共有を行う。（健康福祉局）

3-3-2. 健康被害に対する速やかな救済への協力

仙台市は、予防接種の実施により健康被害が生じたと国が認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知徹底等に協力する。（健康福祉局）

3-4. 情報提供・共有

仙台市は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。

また、市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。（健康福祉局）

第8章 医療

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえ、平時から、県感染症連携協議会の活用等により、県や関係機関等と有事における医療提供体制等について協議を行う。

（2）所要の対応

1-1. 基本的な医療提供体制

仙台市は下記 1-1-1 の相談センターの開設等の役割を担うとともに、県、感染症指定医療機関、病床確保を行う協定締結医療機関、発熱外来を行う協定締結医療機関、自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関、後方支援を行う協定締結医療機関、医療人材の派遣を行う協定締結医療機関等の多数の施設や関係者との連携により、市民等に対して必要な医療を提供する。（健康福祉局）

1-1-1. 相談センター

仙台市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に相談センターを整備する。相談センターは、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。（健康福祉局）

1-2. 県予防計画及び県医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 仙台市は、県が県予防計画及び県医療計画に基づき新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備するために、県と連携し、保健所や地域の医療機関等の役割分担を明確化する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県が民間宿泊事業者等との協定の締結により確保する宿泊療養施設について⁹¹、対応期において軽症者等を受け入れる場合の運営の方法等について事前に確認する。（健康福祉局）

1-3. 県感染症連携協議会等の活用

仙台市は、新型インフルエンザ等が発生した際に医療提供体制が維持できるよう、県感染症連携協議会等を活用し、医療機関、高齢者施設等との連携

⁹¹ 感染症法第36条の6第1項第1号ロ

を図り、相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について協議を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて予防計画を変更する。（健康福祉局、消防局）

1-4. 特に配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保

仙台市は、小児や妊産婦、透析等患者の医療にひっ迫が生じる可能性を念頭に、広域的な感染症患者等の移送・他の疾患等の傷病者の搬送手段等について県、患者等搬送事業者等との間で、平時から協議等の必要な連携を行う。（健康福祉局、消防局）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を守るため、適切な医療提供体制を確保する。

このため、仙台市は、国から提供・共有された情報や要請を基に、県や医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。また、仙台市は、管内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については相談センターを通じて感染症指定医療機関の受診につなげる等の適切な医療を提供するための情報等を示す。

また、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後速やかに、管内の入院調整が円滑におこなわれるよう、県医療調整本部の設置について、必要な連携を図る。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

仙台市は、国や JIHS から提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報を医療機関、高齢者施設等に周知する。（健康福祉局）

2-2. 医療提供体制の確保等

- ① 仙台市は、県、医療機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において県感染症連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。（健康福祉局、消防局）
- ② 仙台市は、県による初動期の医療提供体制の確保及び対応期における県医療調整本部の設置等について、県感染症連携協議会等への参画を通じて必要な連携を図る。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。（健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく衛生

研究所における検査体制や、県と連携した検査等措置協定締結機関による検査体制について、速やかに整備する。（健康福祉局）

2-3. 相談センターの整備

- ① 仙台市は、国からの要請を受けて、有症状者等からの相談に対応する相談センターを整備し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県と連携し、有症状者等以外からの電話への対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を設置し、有症状者等の相談先となる相談センターがひっ迫しないよう、体制を整備する。（健康福祉局）

第3節 対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、仙台市は、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、県及び医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

（２）所要の対応

3-1. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ① 仙台市は、医療機関等との間で入院調整が円滑に行われるよう、県と連携し、県医療調整本部を設置する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、対応期の医療提供体制の確保等を円滑に進めるよう、必要に応じて県感染症連携協議会や、病院長等会議等に参画するほか、専門家、医療機関及び関係団体等の関係機関の意見も踏まえながら、県と連携し医療提供体制について検討を行う。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、県と連携の上、医療機関が医療機関等情報支援システム（G-MIS）に入力する確保病床数・稼働状況、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等の情報を把握しながら、入院調整を行う。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、民間搬送事業者等と連携して、患者及び症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等での移動手段を確保する。（健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、県と協力し、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控えること、地域の医療提供体制、相談センターの設置、受診先となる発熱外来の一覧等を含む医療機関への受診方法等について周知する。（健康福祉局、消防局）

3-2. 時期に応じた医療提供体制の構築

3-2-1. 流行初期

3-2-1-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 仙台市は、管内の医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者を新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断した場合は、直ちに保健所に届け出るよう要請する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県及び県医療調整本部と連携して、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。（健康福祉局）

3-2-1-2. 相談センターの強化

仙台市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。（健康福祉局）

3-2-2. 流行初期以降

3-2-2-1. 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 仙台市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、県及び県医療調整本部と連携して、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、病床使用率が高くなってきた場合には、県と連携し、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関への転院を進める。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、大規模クラスターの発生等も考慮し、仙台市感染制御地域支援チームと連携しながら、必要に応じて医療機関、社会福祉施設等への専門家派遣等を検討する。（健康福祉局）

3-2-2-2. 相談センターの強化

上記 3-2-1-2 の取組を継続して行う。（健康福祉局）

3-3. 準備期における想定と大きく異なる場合の対応方針

新型インフルエンザ等の発生時において、その特徴、対応方法、感染症対策物資等の確保の状況等が、準備期における想定とは大きく異なる場合は、仙台市は、通常医療との両立も念頭に置いた医療提供体制の整備について、県に協力する。（健康福祉局）

第9章 治療薬・治療法

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。速やかに有効な治療薬の確保及び治療法の確立を行い、全国的に普及させることが重要である。

そのため、大学等の研究機関への支援や、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

（2）所要の対応

1-1. 基礎研究及び臨床研究等の人材育成等への協力

仙台市は、治療薬・治療法の研究開発に関して、必要に応じて、大学等の研究機関を支援する。

1-2. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生時に、必要に応じて医療機関へ配布できるよう、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。（健康福祉局）

第2節 初動期

（1）目的

発生した新型インフルエンザ等について、流行状況の早期収束を目的として、国及び県と協力し、適時・公平な治療薬の配分や、適正な流通管理等の取組を進める。

（2）所要の対応

2-1. 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

2-1-1. 医療機関等への情報提供・共有

仙台市は、国から提供を受けた新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を市民等に対して迅速に提供・共有する。（健康福祉局）

2-1-2. 治療薬の配分

国において、供給量に制限がある治療薬に係る流通形態、医療機関種別の配分の優先順位、投与対象となる患者群等について整理した上で、仙台市は、国が準備期に整理した流通体制を活用し、治療薬が必要な患者に対して適時に公平に配分されるよう、国及び県と協力する。（健康福祉局）

2-1-3. 治療薬の流通管理及び適正使用

仙台市は、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。また、治療薬について、過剰な量の買い込みをしないこと等、適正な流通に向けた周知等を行う。（健康福祉局）

2-2. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

① 仙台市は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（健康福祉局）

② 仙台市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、濃厚接触者、医療従事者、救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。（健康福祉局）

③ 仙台市は、国と連携し、国内での感染拡大に備え、医療機関や薬局に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（健康福祉局）

- ④ 仙台市は、医療機関において抗インフルエンザウイルス薬が不足する事態が生じた場合は、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を配布する。（健康福祉局）

第3節 対応期

（１）目的

流行状況の早期収束を目的として、治療薬の適正使用に係る要請等の取組を進めるほか、国が行う治療法等の分析、研究に基づき得られた知見等について、市民等に対して周知する。

（２）所要の対応

3-1. 総合的にリスクが高いと判断される場合の対応

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生により、市民全体の生命及び健康にとって総合的にリスクが高いと判断される場合は、早期に治療薬・治療法が利用可能となるよう、迅速な治療薬の確保を含め、以下の対応を行う。

3-1-1. 治療薬・治療法の活用

3-1-1-1. 治療薬・治療法普及後のフォローアップ

仙台市は、治療薬・治療法の有効性及び安全性に関する情報の収集に努め、得られた情報を適切に市民等へ提供する。（健康福祉局）

3-1-1-2. 医療機関等への情報提供・共有

仙台市は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を市民等に対して迅速に提供する。（健康福祉局）

3-1-1-3. 治療薬の流通管理

仙台市は、引き続き、国と連携し、医療機関や薬局に対し、根本治療に用いる新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請する。（健康福祉局）

3-1-2. 中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究

仙台市は、国の新型インフルエンザ等の感染に伴う合併症や中長期的な予後の把握、合併症に対する治療法等の分析、研究に基づき得られた知見について、医療機関、市民等に対して周知する。（健康福祉局、関係局・区等）

3-1-3. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 仙台市は、国と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わ

せるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。（健康福祉局）

- ② 仙台市は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の補充を行う。（健康福祉局）

第10章 検査

第1節 準備期

（1）目的

患者の診断は、患者の症状、他の患者への接触歴等、病原体へのばく露歴、病原体の存在や病原体に対する人体の反応を確認する各種検査の結果等に基づき行われる。このような感染症の診断に使われる検査には、顕微鏡等による確認から、PCR 検査等の病原体の遺伝子の存在を確認する検査、抗原定量検査や抗原定性検査（迅速検査キット）等の病原体の抗原を確認する検査、その抗原に対し人体が産生する抗体を測定する抗体検査、特異的なリンパ球の産生を確認する検査等の様々な検査がある。病原体の種類やその感染症の特徴、検査を用いる場面とその目的に応じて、検査の開発状況や特性、検査精度等を踏まえ、科学的に妥当性の担保された適切な検査方法を選択することが必要である。なお、本章においては、このうち、これまでの新型インフルエンザ等の発生時において診断に用いられてきた、PCR 検査等や、病原体の抗原を確認する検査を念頭に置き対策を記載する。

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。

準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。また、流行の規模によっては精度の担保された検査の実施体制を迅速に拡大させることが求められ、JIHS や衛生研究所のほか、医療機関、研究機関、民間検査機関及び流通事業者等⁹²の関係者間の連携体制を構築しておくことが重要である。このほか、検査物資や人材の確保、検体の採取・輸送体制の確保等を含めて、一体的な対応を進める必要がある。

（2）所要の対応

1-1. 検査体制の整備

- ① 仙台市は、国の支援を受け、感染症法に基づき作成した予防計画に基づき、平時から検査の精度管理に取り組み、感染症サーベイランスの実施体制を整備・維持する等、有事に検査体制の拡大を速やかに実施するための体制を整える。（健康福祉局）

⁹² 試薬・検査機器の製造から流通に係る事業者や検体の搬送に係る運送事業者等をいう。

- ② 仙台市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を進める。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、県と連携し、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定を締結している民間検査機関⁹³等における検査体制の充実・強化⁹⁴に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、県と連携し、初動期における検査体制の立ち上げ、民間検査機関等を中心とした検査体制への移行等の手順について整理する。（健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、平時から検査等措置協定締結機関、流通事業者等との連携を構築する等、検体の輸送体制の確保を進める。（健康福祉局）

1-2. 訓練等による検査体制の構築

- ① 仙台市は、県及び検査等措置協定締結機関と連携して、定期的な訓練の実施により、検査実施能力の確保状況等の共有及び検査体制の維持に努める。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、JIHS が実施する検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練に協力する。（健康福祉局）

1-3. 検査実施状況等の把握体制の確保

仙台市は、国が、有事において実施する検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の確保に協力する。また、業務負荷の軽減を図るため、国が DX の推進により導入する自動化・効率化されたシステムを活用する。（健康福祉局）

⁹³ 本市は、県及び民間検査機関との三者協定の形で検査措置協定を締結しており、有事においては、検査機能の能力や資源を地域全体で共有できる体制を構築している。

⁹⁴ 予防計画に基づく都道府県等に対する検査体制整備要請等をいう。

1-4. 検査関係機関等との連携

仙台市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。
（健康福祉局）

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、海外で発生した段階から病原体等を迅速に入手し、検査方法を確立するとともに、検査体制を早期に整備することを目指す。

また、市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

（2）所要の対応

2-1. 検査体制の整備

- ① 仙台市は、対応期における発熱外来の迅速な稼働を可能とするため、県と連携し、予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県と連携し、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、検査等措置協定締結機関等における検査体制が整うまでの間、速やかに衛生研究所を中心とした検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。（健康福祉局）

2-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

仙台市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。（健康福祉局）

2-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の検討⁹⁵

- ① 仙台市は、国が実施する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づく検査実施の方針決定や見直し⁹⁶に協力する。また、検査の目的や検査体制を含む検査実

⁹⁵ 初動期においては、感染状況によっては、検査需要に対し検査キャパシティが不足している状況もあり得る。その場合には、国は原則として①を優先して実施し、その実施状況を踏まえて②を実施する。

⁹⁶ 国は、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。

施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。（健康福祉局）

- ② 仙台市は、国民生活及び国民経済との両立を目的とする検査の利活用について、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や、地域における当該検査の実施ニーズ等を考慮して方針を検討する。（健康福祉局）

第3節 対応期

（１）目的

全国や地域ごとの新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に加え、診断等に資する検体採取部位や検体採取時期、検査方法等を踏まえ、必要な検査が円滑に実施されるよう検査体制を整備することで、新型インフルエンザ等の発生に際して、初動期からの状況変化を踏まえた対応を行う。

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

（２）所要の対応

3-1. 検査体制の拡充

仙台市は、県と連携し、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告し、衛生研究所を中心とした検査体制から検査等措置協定締結機関等を中心とした検査体制への移行や必要に応じた検査体制の拡充を行う。（健康福祉局）

3-2. 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

仙台市は、国及び JIHS が主導する検査診断技術の研究開発について、管内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に協力する。（健康福祉局）

3-3. リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

① 仙台市は、国が実施する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況や医療提供体制の状況等に基づく検査実施の方針決定や見直し⁹⁷に協力する。また、検査の目的や検査体制を含む検査実

⁹⁷ 国は、初動期と同様、感染症の特徴や病原体の性状から、検体採取部位や検体採取時期等の検体採取方法を決定するとともに、流行状況等も踏まえ、検査の優先順位等を検討し、検査対象者を決定する。対応期においては、これらに加え、検査実施能力の確保状況を踏まえ、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化等の観点から検査対象者を拡大する場合もある。

施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。（健康福祉局）

- ② 仙台市は、国民生活及び国民経済との両立を目的とする検査の利活用について、厚生労働省が示す検査実施の方針を参考にしながら、地域における検査キャパシティの状況や、地域における当該検査の実施ニーズ等を考慮して実施の判断を行う。（健康福祉局）

第11章 保健

第1節 準備期

（1）目的

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、また、衛生研究所は地域の情報収集・分析等における科学的かつ技術的な役割を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

仙台市は、県と連携して、感染症サーベイランス等を活用するとともに、仙台市感染制御地域支援チームの整備等、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定等を行うことにより、有事に保健所や衛生研究所がその機能を果たすことができるようにする。

その際、県と仙台市の役割分担や、業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

（2）所要の対応

1-1. 人材の確保

仙台市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、庁内の応援職員、他の市町村からの応援派遣、IHEAT 要員、民間人材派遣会社との連携協定による人材派遣、外部委託の活用等により、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。（健康福祉局）

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

① 仙台市は、国からの要請に基づき、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及び IHEAT 要員の確保数）の状況について、毎年度確認する。（健康福祉局）

② 仙台市は、県と連携し、衛生研究所、検査等措置協定を締結している医療機関、民間検査機関等による検査体制の確保等を行う。（健康福祉局）

- ③ 仙台市は、保健所業務及び衛生研究所業務に関する業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、県と連携し、有事における対策本部、保健所、衛生研究所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。（健康福祉局）

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 仙台市は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT 要員を含む。）への年 1 回以上の研修・訓練を実施する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、国や JIHS 等と連携して、国が実施する研修に参加し、平時から感染症対応人材の育成を図る。また、県と連携した IHEAT 要員に係る研修の実施等により、地域の専門人材の充実を図ることにより、感染症危機への対応能力の向上を図る。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、県と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備え、国の研修等を積極的に活用しつつ、保健所や衛生研究所の人材育成に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）
- ④ 仙台市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、保健所や衛生研究所以外の部局も含めて、研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症連携協議会等を活用し、平時から県と協力し、関係機関との意見交換や必要な調整等を通じ、多様な主体との連携を強化する。

また、県感染症連携協議会等においては、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、仙台市は、必要に応じて予防計画を変更する。なお、予防計画を変更する際には、市行動計画、健康危機対処計画及び県医療計画と整合性の確保を図る。

また、有事に、陽性者が自宅や宿泊療養施設⁹⁸で療養する場合に備え、県や県と協定を締結した民間宿泊事業者⁹⁹等と連携し、食料品等の提供や宿泊施設の確保等の体制を整備する。（健康福祉局、関係局・区等）

1-4. 保健所及び衛生研究所等の体制整備

- ① 仙台市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所や衛生研究所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、平時から新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画に基づき、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT 活用等による業務の効率化に取り組む。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策の実施に当たって、平時から仙台市感染制御地域支援チームや関係大学等の関係機関との連携強化に努める。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、JIHS との情報共有を始めとした連携体制を構築するとともに、JIHS の支援を受け、迅速な検査や疫学調査の機能の維持及び強化を行う。（健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、健康危機対処計画に基づき、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS 等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図る。（健康福祉局）
- ⑥ 仙台市は、平時の訓練等を活用し、国、県及び検査等措置協定締結機関と協力して、検査体制の維持に努める。（健康福祉局）
- ⑦ 仙台市は、平時から検体の輸送に係る研修や訓練の実施に努める。（健康福祉局）
- ⑧ 仙台市は、有事に迅速に検査体制が整備できるよう、JIHS が行う検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手法の検査機関への普及に至るまでの初動体制を構築するための訓練に協力する。（健康福祉局）

⁹⁸ 感染症法第 44 条の 3 第 2 項及び第 50 条の 2 第 2 項（第 44 条の 9 の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

⁹⁹ 感染症法第 36 条の 6 第 1 項

- ⑨ 仙台市は、仙台市感染制御地域支援チームとの連携や、感染症サーベイランスシステムの活用により、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。（健康福祉局）
- ⑩ 仙台市は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。（健康福祉局）
- ⑪ 仙台市は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づく獣医師からの届出¹⁰⁰又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合は、関係機関に迅速に情報共有できる体制を整備する。（危機管理局、健康福祉局）
- ⑫ 仙台市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。（健康福祉局）

1-5. DX の推進

- ① 仙台市は、国が業務効率化のために行う感染症サーベイランスシステムや医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用の見直し等について、国及び県と連携した訓練等を通じて協力する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、平時から迅速かつ的確な情報収集・分析を行うことができるよう、情報入力自動化・省力化、情報の一元化、データベース連携等の DX を推進するとともに、国が進める医療 DX との連携を図り、効率的に業務を遂行できる体制づくりに努める。（健康福祉局）

1-6. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 仙台市は、国から提供された感染症に関する基本的な情報や媒体を活用し、市民等に対して情報提供・共有を行う。また、有事に速やかに市民等へ情報提供・共有ができるよう、その手法や、コールセンターの設置方法等について、あらかじめ検討を行う。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対

¹⁰⁰ 感染症法第 13 条第 1 項及び家畜伝染病予防法第 13 条第 1 項

策の妨げにもなること等について啓発する¹⁰¹。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）

- ③ 仙台市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、保健所と衛生研究所が連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、仙台市における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。（健康福祉局）

¹⁰¹ 特措法第13条第2項

第2節 初動期

（1）目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

予防計画並びに健康危機対処計画等に基づき、保健所及び衛生研究所が、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民等に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

（2）所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 仙台市は、県、専門家、医療機関等の関係機関と連携し、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）及び衛生研究所の有事の検査体制への移行の準備を行う。

また、必要に応じて、国による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に備えた以下の（ア）から（オ）までの対応に係る準備を行う。

（健康福祉局）

（ア） 医師の届出¹⁰²等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導¹⁰³等）

（イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

（ウ） IHEAT 要員に対する市内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

（エ） 感染拡大時における業務の一元化や、民間人材派遣会社との連携協定による人材派遣、外部委託の活用等による保健所の業務効率化

（オ） 衛生研究所、医療機関、検査等措置協定を締結している民間検査機関等の検査体制の迅速な整備

- ② 仙台市は、国からの要請や助言を踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制に移行する。また、全庁を挙げた職員応援体制、他の市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請、民間人材派遣会社との連携協定による人材派遣、外部委

¹⁰² 感染症法第12条

¹⁰³ 感染症法第44条の3第2項

託の活用等により、交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。
（危機管理局、総務局、健康福祉局）

- ③ 仙台市は、県と連携し、県医療調整本部の設置を進めるとともに、準備期において県感染症連携協議会等で整理した相談・受診から入退院までの流れを速やかに整備する。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。（健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、JIHS による地方衛生研究所等への技術的支援等も活用し、検査等措置協定締結機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（健康福祉局）
- ⑥ 仙台市は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努める。（健康福祉局）
- ⑦ 仙台市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。（健康福祉局）

2-2. 市民等への情報提供・共有の開始

- ① 仙台市は、国から情報提供・共有される当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等の情報を迅速に把握し、仙台市感染制御地域支援チーム等を活用しながら、市民等に対して可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うよう努める。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民等への周知、Q&A の公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。（健康福祉局、関係局・区等）

2-3. 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で感染が確認された場合の対応

仙台市は、第3章第2節（「サーベイランス」における初動期）2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に管内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取¹⁰⁴を実施するとともに、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。
（健康福祉局）

¹⁰⁴ 感染症法第16条の3第1項及び第3項

第3節 対応期

（１）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、予防計画並びに健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び衛生研究所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民等の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（２）所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 仙台市は、全庁を挙げた職員応援体制、他市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請、民間人材派遣会社との連携協定による人材派遣及び外部委託の活用等を必要に応じて行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、衛生研究所の検査体制を速やかに立ち上げる。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、国が必要に応じて行う保健所及び衛生研究所の感染症有事体制への移行及び体制拡充や感染症対応業務への対応についての助言・支援等を活用し、体制を整備する。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、医療機関等との間で入院調整が円滑に行われるよう、県と連携し、県医療調整本部を設置する。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。（健康福祉局）

3-2. 主な対応業務の実施

仙台市は、県、医療機関、仙台市感染制御地域支援チームをはじめとする専門家等とも連携して、予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した庁内の組織・業務体制や役割分担等に基づき、以下 3-2-1 から 3-2-7 までは記載する感染症対応業務を実施する。（健康福祉局）

3-2-1. 相談対応

仙台市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談

センターの運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託等を行うことを検討する。（健康福祉局）

3-2-2. 検査・サーベイランス

- ① 仙台市は、国が感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づき実施するリスク評価及び検査実施の方針決定、検査実施の方針の見直しに、県とともに協力する。さらに、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県と連携し、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、検査等措置協定締結機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、衛生研究所から保健所等への情報提供・共有、検査等措置協定締結等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮する。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報を把握するため、退院等の届出の提出を求める。また、国が実施する国内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスの実施に協力する。

なお、国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報や科学的知見が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担も過大となるため、仙台市は、患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担の状況を国に対して共有し、定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスの実施体制への移行に協力する。（健康福祉局）

- ⑤ 仙台市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。（健康福祉局、関係局・区等）

3-2-3. 積極的疫学調査

- ① 仙台市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、積極的疫学調査を通じて集団感染（クラスター）への対策等を行うに当たって、仙台市感染制御地域支援チームと連携するとともに、必要に応じて、JIHS に対して実地疫学の専門家等の派遣を要請する。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。（健康福祉局）

3-2-4. 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

仙台市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、県と連携し、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国及び JIHS へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に県感染症連携協議会等を通じて整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。（健康福祉局）

3-2-5. 健康観察及び生活支援

- ① 仙台市は、医師からの届出により把握した新型インフルエンザ等の患者等について、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求め

る場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請¹⁰⁵や就業制限¹⁰⁶を行うとともに、定められた期間の健康観察を行う。（健康福祉局）

- ② 仙台市は、必要に応じ、食料品の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要な支援や、パルスオキシメーター等の物品の支給に努める¹⁰⁷。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステム等の健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。（健康福祉局）

3-2-6. 健康監視

- ① 仙台市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する¹⁰⁸。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、仙台市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると判断した際は、感染症法の規定に基づき、国に対し、仙台市に代わって健康監視を実施するよう要請する¹⁰⁹。（健康福祉局）

3-2-7. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 仙台市は、感染が拡大する時期には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。（健康福祉局）

¹⁰⁵ 感染症法第 44 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 50 条の 2 第 1 項及び第 2 項

¹⁰⁶ 感染症法第 18 条第 1 項及び第 2 項（第 44 条の 9 の規定により準用する場合及び第 53 条の規定により適用する場合を含む。）

¹⁰⁷ 感染症法第 44 条の 3 第 7 項、第 9 項及び第 10 項

¹⁰⁸ 感染症法第 15 条の 3 第 1 項

¹⁰⁹ 感染症法第 15 条の 3 第 5 項

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

3-3-1-1. 迅速な対応体制への移行

- ① 仙台市は、円滑な移行が可能となるよう、保健所及び衛生研究所の感染症有事体制への移行や感染症対応業務への対応について国の助言・支援等を活用し、体制を整備する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び衛生研究所の有事の検査体制への移行状況を適時適切に把握する。
また、仙台市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、全庁を挙げた職員応援体制、他市町村に対する応援派遣要請、民間人材派遣会社との連携協定による人材派遣、IHEAT 要員に対する応援要請、外部委託の活用等を行う。（危機管理局、総務局、健康福祉局）
- ③ 仙台市は、JIHS に対し、地域の感染状況等を踏まえ、実地疫学の専門家等の派遣要請を必要に応じて行う。（健康福祉局）
- ④ 仙台市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等の ICT ツールの活用や、県での業務の一元化・外部委託等に加え、準備期から整備した情報収集・分析を行うシステムの活用等により、保健所及び衛生研究所における業務の効率化を推進する。（健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して、疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。（健康福祉局）
- ⑥ 仙台市は、感染症有事体制への切替えができるよう、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。（健康福祉局）
- ⑦ 仙台市は、国及び JIHS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発に協力する。（健康福祉局）

3-3-1-2. 検査体制の拡充

- ① 仙台市は、国及び JIHS と連携し、国が実施する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に基づくリスク評価の実施及び検査実施の方針決定に協力する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県と連携し、国が決定した検査実施の方針や地域の感染状況等を踏まえ、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制を拡充する。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。（健康福祉局）

- ④ 仙台市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。（健康福祉局）

3-3-2. 流行初期以降

3-3-2-1. 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 仙台市は、国が必要に応じて行う保健所及び衛生研究所の体制拡充や感染症への対応等業務のひっ迫防止に資する助言・支援等を活用し、体制を見直す。また、感染症対応業務の見直し等について、国が示す感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえた方針に基づき、必要に応じて積極的疫学調査の重点化や見直し等、対応方針の変更について検討する。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて JIHS に対し、実地疫学の専門家等の派遣を要請する。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、引き続き、交替要員を含めた人員の確保のため、必要に応じて、全庁を挙げた職員応援体制、他市町村に対する応援派遣要請、IHEAT 要員に対する応援要請、民間人材派遣会社との連携協定による人材派遣、外部委託の活用等を行う。（危機管理局、総務局、健康福祉局）
- ④ 仙台市は、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、引き続き、県での業務の一元化や外部委託の活用、DX の推進等による業務効率化を進める。（健康福祉局）
- ⑤ 仙台市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して感染症対応業務を行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や全庁的な業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や衛生研究所の検査体制等の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。（健康福祉局）
- ⑥ 仙台市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食料品の提供等の実施体制のほか、県が整備する医療措置協定による自宅療養者への医療提供体制に基づき実施する。（健康福祉局）

3-3-2-2. 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 仙台市は、流行初期における対応を引き続き実施するとともに、予防計画に基づき、衛生研究所や検査等措置協定締結機関等における検査体制

の充実・強化¹¹⁰に係る検査実施能力の確保等について、国が行う助言を参考に、検査体制を整備する。（健康福祉局）

- ② 仙台市は、国から検査体制の見直し方針が示された場合には、検査体制を適切に見直す。（健康福祉局）
- ③ 仙台市は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、衛生研究所から保健所等への情報提供・共有等を実施する。（健康福祉局）

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

仙台市は、国が感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を考慮し行う要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所及び衛生研究所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。（健康福祉局）

¹¹⁰ 予防計画に基づく都道府県等に対する検査体制整備要請等をいう。

第12章 物資

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄等¹¹¹の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

（2）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

仙台市は、市行動計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する¹¹²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹¹³。
（危機管理局、健康福祉局、消防局、関係局・区等）

¹¹¹ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。また、治療薬及び検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹¹² 特措法第10条

¹¹³ 特措法第11条

第2節 初動期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。仙台市は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

仙台市は、1-1 で備蓄する感染症対策物資等について、その数量等を把握し、備蓄状況を確認する。（危機管理局、健康福祉局、消防局、関係局・区等）

第3節 対応期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。仙台市は、感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

（2）所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

仙台市は、初動期に引き続き、1-1で備蓄する感染症対策物資等の備蓄状況等を把握するとともに、状況等に応じて、必要な感染症対策物資等の確保に努める。（危機管理局、健康福祉局、消防局、関係局・区等）

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。仙台市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活と社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集等を行うため、関係機関や内部部局間での連携に必要な情報共有体制を整備する。（危機管理局、関係局・区等）

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

仙台市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。（関係局・区等）

1-3. 物資及び資材の備蓄¹¹⁴

① 仙台市は、市行動計画等に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な物資等を備蓄する¹¹⁵。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる¹¹⁶。（危機管理局、健康福祉局）

¹¹⁴ 治療薬、検査物資、感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

¹¹⁵ 特措法第10条

¹¹⁶ 特措法第11条

- ② 仙台市は、国や県と協力し、事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（危機管理局、健康福祉局）

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

仙台市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康福祉局）

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

仙台市は、国や県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（健康福祉局）

第2節 初動期

（1）目的

仙台市は、国や県と協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性がある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

仙台市は、国や県と協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等を準備するよう要請する。（関係局・区等）

2-2. 法令等の弾力的な運用

仙台市は、国が示す国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。（関係局・区等）

2-3. 遺体の火葬・安置

仙台市は、県を通じて国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉局）

第3節 対応期

（１）目的

仙台市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

（２）所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

仙台市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康福祉局、こども若者局、教育局、関係局・区等）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

仙台市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉局）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

仙台市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限¹¹⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育局）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 仙台市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民局、経済局、関係局・区等）
- ② 仙台市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、

¹¹⁷ 特措法第45条第2項

市民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（市民局、経済局、関係局・区等）

- ③ 仙台市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（市民局、経済局、関係局・区等）
- ④ 仙台市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる¹¹⁸。（市民局、経済局、関係局・区等）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例¹¹⁹等

仙台市は、第 2 節（初動期）2-3 の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下①から②までの対応を行う。

- ① 仙台市は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。（健康福祉局）
- ② 仙台市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった際に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（健康福祉局）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への要請等

- ① 国が全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請した場合には、仙台市は、その周知に協力する。（危機管理局、健康福祉局、関係局・区等）
- ② 国が事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する場合、仙台市はその周知に協力する。（危機管理局、関係局・区等）

¹¹⁸ 特措法第 59 条

¹¹⁹ 特措法第 56 条

3-2-2. 事業者に対する支援

仙台市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる¹²⁰。（関係局・区等）

3-2-3. 地方公営企業による市民生活及び市民経済の安定に関する措置

仙台市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれの業務計画等に基づき、以下の①から③について、必要な措置を講ずる¹²¹。

① 水道事業

仙台市は、水道事業者として、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（水道局）

② 自動車運送事業及び鉄道事業

仙台市は、交通事業者として、旅客の運送を適切に実施するため必要な措置を講ずる。（交通局）

③ ガス事業

仙台市は、ガス事業者として、ガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。（ガス局）

3-3. 市民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 法令等の弾力的な運用

国が国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について周知を行う場合、仙台市は、その周知に協力する。（関係局・区等）

3-3-2. 雇用への影響に関する支援

仙台市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う場合、国や県と協力し、必要に応じた支援を行う。（経済局）

¹²⁰ 特措法第 63 条の 2 第 1 項

¹²¹ 特措法第 52 条及び第 53 条

3-3-3. 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

仙台市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び社会経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。（関係局・区等）

用語集

用語	内容
医療機関等情報支援システム (G-MIS)	G-MIS (Gathering Medical Information System の略) は、全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器等) や医療資材 (マスクや防護服等) の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報 (インテリジェンス) として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する医薬品)、医療機器 (同条第 4 項に規定する医療機器)、個人防護具 (着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物

	資及び資材。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか 1 つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
居宅等待機者	検疫法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 16 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者に対し、一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められている者。 また、検疫法第 14 条第 1 項第 4 号及び第 16 条の 3 第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、居宅等での待機要請を受けた者で、正当な理由なく当該待機要請に応じないもの等に対し、新型インフルエンザ等の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを指示された者。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変

	異状況の把握等が可能となる。
県医療調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都道府県域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
県感染症連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に県と関係機関等の連携強化を目的に、県、仙台市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025 年 4 月に設立される国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルや

	トレンドを把握することを指す。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMAT（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の実情に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的大きな影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
迅速検査キット	簡便に実施し速やかに結果を判断可能な検査キット。一般に抗原定性検査が用いられており、PCR 検査や抗原定量検査に比べると、簡易かつ迅速に結果を得ることが可能である。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
全数把握	感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュ	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動するこ

ニケーション	とができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針。
地方衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関。）をいう。
定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都道府県が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法。
内閣感染症危機管理統括庁	感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHS から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及

	ばすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
予防計画	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。
流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
IHEAT 要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員。 ※「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。